

青森県報

第百七十三号

令和二年
六月二十二日
(月曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定……………(同) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………(同) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……二
- 地方卸売市場の認定……………(総合販売戦略課) ……二
- 右……………(同) ……三
- 右……………(同) ……三
- 右……………(同) ……三
- 肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……三
- 農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……三
- 出先機関……………(中) ……四
- 道路の位置の指定……………(県民局) ……四

告 示

青森県告示第五百十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の

規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和二年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
訪問看護ステーションおはな	八戸市西白山台五丁目一の一	令和二年六月二十二日

青森県告示第五百十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和二年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医心館訪問看護ステーション八戸	八戸市田向五丁目一の一	令和二年六月二十二日
訪問看護ステーションおはな	八戸市新井田西三丁目一八の四り パースワンド	二〇二〇年五月一日
大洋堂薬局	八戸市吹上三丁目七の二三	二〇二〇年六月一日
会営休日夜間薬局	八戸市田向三丁目六の四四	〃
ナースセンターサイン	三戸郡階上町蒼前西二丁目九の二五 六〇	二〇二〇年六月四日

弘前中央青果株式会社	弘前市大字末広一丁目二の二	弘前総合地方卸売市場	弘前市大字末広一丁目二の二	生鮮食料品等(青果、花き)	令和二・三・二六
------------	---------------	------------	---------------	---------------	----------

青森県告示第五百十六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第一項の規定により、次のとおり卸売市場の認定をしたので、同条第六項の規定により公示する。

令和二年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社五所川原中央青果	五所川原市大字広田字一柳沼六一の	地方卸売市場株式会社五所川原中央青果	五所川原市大字広田字一柳沼六一の	野菜、果実	令和二・四・二六
--------------	------------------	--------------------	------------------	-------	----------

青森県告示第五百十七号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第一項の規定により、次のとおり卸売市場の認定をしたので、同条第六項の規定により公示する。

令和二年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社弘前水産地方卸売市場	弘前市大字末広一丁目二の二	弘前水産地方卸売市場	弘前市大字末広一丁目二の二	鮮魚、冷凍魚、塩干魚、加工食品	令和二・六・五
----------------	---------------	------------	---------------	-----------------	---------

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和二年六月十二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和二年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第三六一号	副産石灰肥	ホタテで元気2400	アルカリ分五〇・〇	公定規格のとおり	青森エコサイクル産業協同組合 青森市大字合子沢字松森二五九の一九

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和二年六月二十二日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和二年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
川口 悟		南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字三ツ屋字永田五一の七のうちほか一筆

小林 正隆	高松 秀信	鳥谷部 徹	農事組合法人下切田	北上 稔	株式会社稲拓ファーム	白川 幸枝	白川 幸蔵	成田 てる子	赤澤 榮治	赤澤 榮治	赤澤 榮治	赤澤 榮治	赤澤 榮治	株式会社一戸農園	株式会社一戸農園	株式会社一戸農園
上北郡六戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	十和田市	十和田市	つがる市	五所川原市	五所川原市	三戸郡南部町	八戸市	八戸市	八戸市	八戸市	八戸市	平川市	平川市	平川市
上北郡六戸町大字小平字千刈田三七	上北郡七戸町字野崎樋場六〇の一ほか二筆	上北郡七戸町字金沢平二五六の一ほか十七筆	十和田市大字切田字南川原二六六の一	十和田市大字三本木字野崎二一〇の一	つがる市木造柴田茂野一三〇ほか四筆	五所川原市金木町菅原七四五ほか二筆	五所川原市大字姥滝字桜木四九七の一ほか十二筆	三戸郡南部町大字平字三部長根一五	八戸市大字櫛引字白ケ沢二〇の一ほか三筆	八戸市大字櫛引字熊ノ沢越五五	八戸市大字櫛引字熊ノ沢越五〇の一ほか一筆	八戸市大字櫛引字白ケ沢二七	八戸市大字櫛引字柳久保六三	八の一ほか十筆	南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字富柳五六ほか六筆	南津軽郡田舎館村大字田舎館字松橋三の三

株式会社北栄デ リーファーム	株式会社北栄デ リーファーム	川口 武二郎
上北郡東北町	上北郡東北町	上北郡おいらせ町
上北郡東北町字夫雑原六三三ほか一筆	上北郡東北町字夫雑原六八九ほか二筆	上北郡おいらせ町西下谷地四一五

出 先 機 関

中南地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、中南地域県民局地域整備部及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月二十二日

中南地域県民局長 神 登喜彦

位 置	延 長	幅 員	指 定
黒石市北美町二丁目六二の 一	一〇〇・八七メー トル	六・〇〇メートル	令和 二・六・二〇

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円